

令和6年度 長崎県公共建築工事積算基準改定等説明会（施工者向け）における質問・回答

質問番号	資料番号	ページ番号	質問	回答
1	資料2	P6	2. 事前調査費用は共通費率に含まれると説明ありましたが、資料1・P23の[項目] 他内の「各種調査に要する費用」は同様の費用との認識でよろしいでしょうか。	事前調査費用について、ご質問にある現場管理費の「各種調査に要する費用」が同様の費用であると明確化されたものではありません。 ただし、国土交通省が監修しております下記参考書籍において、（発注者が提供する石綿の有無の事前調査結果や設計図書の明示等に基づく必要な知識を有する者の）事前調査及び事前調査結果報告等の費用は、共通費率（共通仮設費率及び現場管理費率）に含むとされております。 【参考書籍：令和5年基準 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編又は設備工事費編 Ⅲ公共建築工事共通費積算基準・解説 2共通仮設費の算定(8)8】
2	次第	—	説明会次第の 5.その他（営繕課からの連絡事項）についての資料のみ掲載資料の中に無いのですが、掲載していただけないでしょうか。	長崎県土木部建築課ホームページ（本説明会ご案内ページ）に追加掲載いたしました。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/setumeikaiannnai/r06sekisannkijyunsetumeikai/
3	資料4	—	入札の参加促進について、技術者等が重複ができる場合があるので、参加を検討してくださいとの事でした。 落札後、発注者との協議において、技術者等の重複が拒否された場合、当然契約はできないのですが、落札者にペナルティはあるのでしょうか。 （ペナルティがあれば、入札前に検討をしても、技術者等の重複が入札参加の検討材料にならない為。）	落札決定後に技術者等を配置できずに契約できない場合は、「長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」に基づいた措置を行います。 技術者の兼務等の通知の取り扱いについては、条件を満たす場合には認めるものであり、入札前に条件を満たすことを確認しておく必要があるかと思えます。
4	—	—	今回の説明会内容の適用は、長崎県土木部建築課より発注される営繕工事のみが適用となるのでしょうか？	長崎県土木部営繕課（関係地方機関を含む。）が発注する営繕工事に適用します。
5	資料3	P12	（週休2日制度の改定について）表 A-2 で物価資料の補正がありますが、物価資料には公表価格も含まれています。公表価格の補正はどのように対応されるのですか。	物価資料に掲載されております「公表価格」は、メーカー、施工業者などが希望価格として公表しているものであるため、原則、使用していません。